

# 第3章 都市構造改革の手法

## イギリスにおける大型店舗立地規制

### ＜イギリスにおける計画許可＞

原則として全ての建築・開発行為に関し、地方計画庁の計画許可(Planning Permission)を要する。計画許可の判断基準は「周辺状況との適合」又は「都市計画(Development Plan)」との整合。都市計画の策定、計画許可の運用は、中央政府の発出するPPS(Planning Policy Statement)を考慮する。

### ＜シーケンシャル・アプローチ＞

・大規模商業施設の立地場所は、中心市街地、中心市街地の隣接地の順に可能性を検討し、不可能な場合にのみ郊外での立地を許可(ただし、その場合でも複数の交通手段が活用できる場所のみ)。1996年改訂のPPG6で導入。

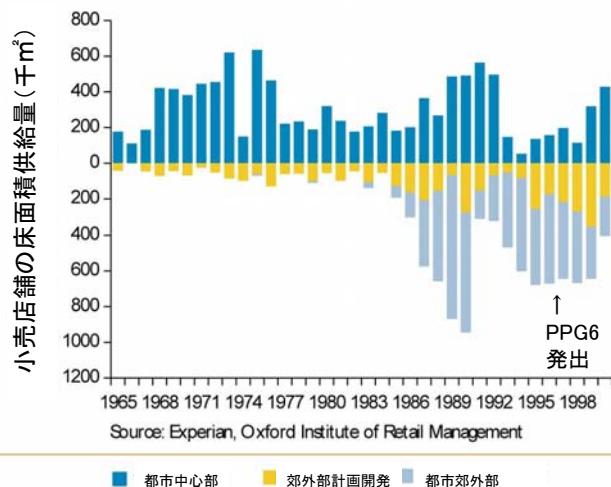
### ＜RSCの原則禁止＞

・床面積5万m<sup>2</sup>以上のRSC(リージョナル・ショッピング・センター)の立地は原則禁止。国の策定する地域空間戦略(RSS)に位置付けられない限り、許可されない。

### ＜国によるコール・イン＞

・商業用途の床面積が1万m<sup>2</sup>以上の開発で、都市計画に整合しないものを地方計画庁が許可しようとする場合、国に通知する義務がある。国は地方計画庁に代わって、直接審査を行うことができる。実際に不許可とした例もある。

イギリスにおける小売店舗の床面積供給量の推移  
(1965～2000年)



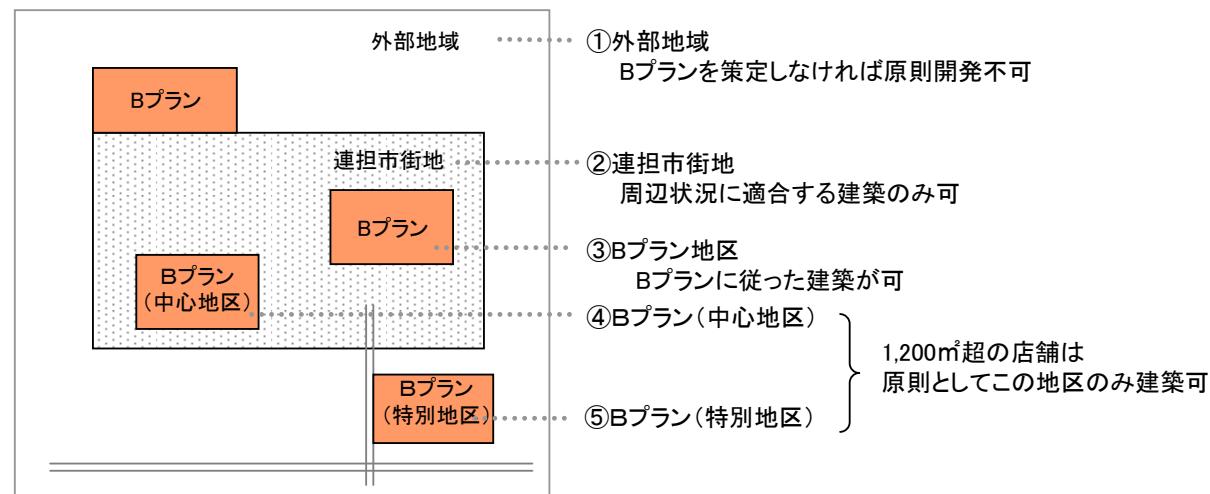
# ドイツにおける大型店舗立地規制

## ＜ドイツにおける土地利用規制＞

自治体の全域を対象とした土地利用計画(Fプラン)と、地区レベルの詳細計画(Bプラン)の2段階。「連担市街地」では、周辺状況との適合が許可の条件。ただし、Bプランの策定地区では、Bプランに従った建築が可能となる。  
「外部地域」では、Bプランが策定されない限り開発が許可されない。

## ＜大型店舗の立地規制＞

- ・Fプラン、Bプランは自治体が定めるが、プランで用いる用途地域のカテゴリーは連邦の建築利用令による。
- ・建築利用令により、延べ面積1,200m<sup>2</sup>超の店舗の立地は、Bプランが、「中心地区」又は大型店舗を目的とした「特別地区」の用途地区が指定された区域のみで立地が可能。(ただし、連担市街地における用途地区指定のない地域や、現行建築利用令施行以前の古いBプランの地区等で、大型店が許可される場合もある。)
- ・大型店を郊外に立地するには、ほとんどの場合Fプランの変更が必要。Fプランの変更には上級官庁(州)の認可が必要であり、広域的観点からの関与が行われる。



# アメリカにおける大型店舗立地規制

## <アメリカにおけるゾーニング>

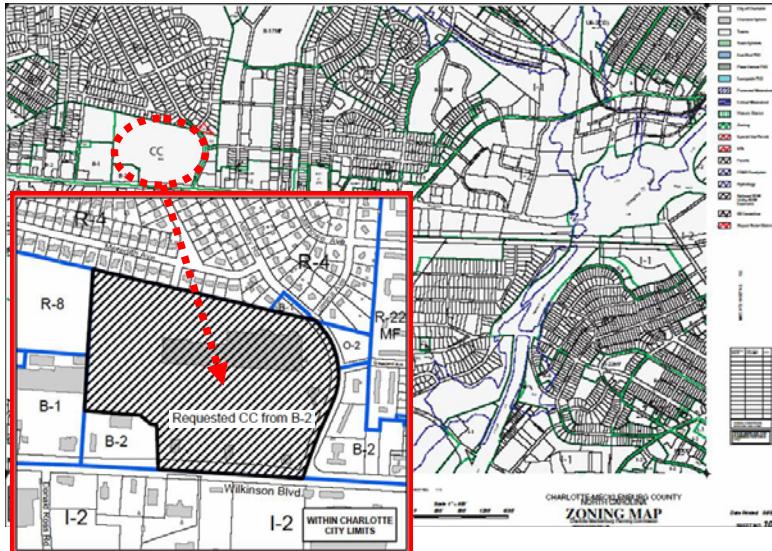
連邦レベルの統一的法制度ではなく、各州の授権法に基づき、大部分の自治体が個別にゾーニング条例を制定。

ゾーニングは、一般に多くの種類のゾーンを設定し、各ゾーン毎に用途等をきめ細かく規制。各ゾーンにおいて許容される建物用途は、目的とする土地利用に応じて限定的。

ゾーニングは、自治体の区域全域に指定されるため白地地域がない。一般に市街地の外側の区域では、「敷地規模の大きな戸建住宅のみ許容する」ゾーニングの指定が多い。

## <大型店舗立地の際のゾーニング変更>

- 立地が許容されていないゾーンで大型店舗の開発を行う場合には、土地所有者等の「ゾーン変更アピール」を受けて、一定の手続きを経た後、ゾーン変更により対応する。この結果、郊外に立地する大型店の数自体は非常に多い。



## <アメリカにおけるゾーニング変更の例>

ウォルマートが立地するために、市は、ゾーニング審査会の審議を経て、「一般業務用ゾーン」から「大型商業施設ゾーン」へのゾーニング変更を行った。